

運営のてびき



ようこそ松二小PTAへ

私たち松二小PTAは、約10年間の保護者会活動を基に1998年4月1日に、誕生しました。

PTAとは何か、松二小PTAはどのような組織でどのような活動をするのかを、規約に基づいて作成したのがこの“てびき”です。

より良い学校、より良い教育条件で子どもたちを学ばせることは、保護者、教師の願いであり、責任です。

子どもたちを真ん中にはさんで保護者と教職員が手をつなぎ、ともに学び合い、話し合える関係を創っていきましょう。

そして松二小PTAの新しい歴史を創っていきましょう。

ひとりの子どものしあわせは

みんなの子どもの中にある

I. P T Aとは

1. P T Aの生いたち
2. P T A活動の基本
3. 松二小P T Aの目指すもの
4. 保護者と教師の関係

II. 組織

1. 総会
2. 代表委員会
3. 役員会
4. 松二小まつり実行委員会
5. 運動会サポート委員会
6. 広報委員会
7. 選考委員会
8. 子ども安全対策委員会
9. 会計監査委員

III. P T A役員・各委員・会計監査の登録制（登録カード）について

1. 目的
2. ポイントについて
3. 登録カードについて
4. 活用方法
5. その他

IV. 活動費の使い方について

V. 松飛台第二小学校P T A個人情報保護方針

I. P T Aとは

1. P T Aの生いたち

日本におけるP T Aの成立は、戦後（1946年）米国使節団の報告書によって提唱され、その後、文部省とC I E（民間情報教育局）の協議に基づいて作成されたパンフレット「父母と先生の会－教育民主化の手引き－」（1947年3月）によって全国に普及、組織化されました。

2. P T A活動の基本

P T Aは保護者と教職員が対等・平等の立場で、相互理解と交流・親睦をはかりながら、子どもたちの健全な育成を目指して活動するところです。

子どもの幸せな成長は社会や家庭の中で保障されますが、P T Aは子どもの成長にとって必要であれば、他の団体、機関と協力します。また働きかけもします。

しかしP T Aは自主独立の団体ですので、いかなる団体および機関の支配や干渉を受けません。

3. 松二小P T Aの目指すもの

松二小P T A規約の中では、会の目的・方針が記されています。

自主独立の団体として、民主的に運営していきましょう。

児童憲章の前文に掲げられている「児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んじられる。児童はよい環境の中で育てられる。」は思想・信条を越えて、子を持つすべての親の願いです。

P T A活動を通して保護者と教職員が互いに学び合い、良き保護者、良き教職員となるように努力していきましょう。

4. 保護者と教師の関係

教師はいうまでもなく教育の専門家です。そして保護者は子どもの教育については最終的に責任を負うものです。

教師と親が相手の立場を思いやり信頼したうえで、子どもの抱えている問題などについて懇談を重ねる中から、必ず何かが生まれてきます。

保護者は教師の教育実践や生き方に学び、教師は子どもの生活を支える親のさまざまな生き方から、家庭の教育力の実践を学ぶことができます。

保護者と教師の間にすきま風をふかすこともなく、お互いの弱さも認めつつ、共に学び合い、高め合う関係を創り出しましょう。

II. 組織

1. 総会

総会はPTAの最高議決機関です。

総会は重要な事柄について会員一人一人が直接意見を述べられる機会ですから、進んで出席し、自分の意見、疑問、要求などを述べるのが大切です。

(1) 定期総会は、年度初めに開かれます。以下の項目で構成されています。前年度の卒業生の保護者については会員ではなくなるため、活動報告者のみの出席となり、議決には行使できなくなります。

① その年度の活動計画案、予算案の審議

これらの案は各委員会で立案し、代表委員会で審議され総会にかけられ、この場でさらに十分に討議し、より充実した活動ができるようにします。

② 前年度の活動報告、決算報告、議案の審議

1年間のさまざまな成果の報告とともに、活動についての反省が次年度への一歩を踏み出すこととなります。

卒業していく6年生の保護者会員については、3学期保護者会で6年学級委員から学年学級活動費の報告があります。

(2) 臨時総会は、ある事柄について代表委員会が必要と認めた場合、また会員の5分の1の要請があった場合に開かれます。

2. 代表委員会（構成員は、規約第25条参照）

総会に次ぐ審議、議決機関です。PTA活動の基本的な方針を決定する場合は、「PTA総会」ですが、その具体化について論議する場が「代表委員会」です。

出席者は、広い視野のもとに考え、全体の動きをつかんで各分野に反映させていきましょう。

欠席の場合は代理を出し、各委員会と代表委員会としてのパイプがいつもつながっているようにすることが大切です。

3. 役員会

役員には、規約にあるそれぞれの任務があります。それらを遂行するとともに、役員会としての働きもあります。

役員会は、総会や代表委員会を通して一般会員の声を広く聞き、各委員会が年間計画に沿った活動が実行できるように配慮していきます。

4. 松二小まつり実行委員会

この委員会の役割は「学習と文化活動の推進役をする」ことです。

松二小まつり実行委員会は全会員を対象に、文化的向上を目指して活動します。

子どもたちの学校、家庭、地域での生活、そしてその背景にある諸問題を学習することも大切ですが、それだけでなく幅広い範囲で学び合ひましょう。

その活動を通してお互いに親睦を深め、教育についての語り合いも気軽にできるようになっていくでしょう。

松二小まつり実行委員会は主な活動として、①松二小まつりを学校と共催し企画運営を行う。

委員会では、委員長と副委員長のほか、書記1名と会計1名を選出します。

5. 運動会サポート委員会

運動会サポート委員会は、主な活動として、①運動会のPTA競技の企画、②健康・保健・健全な心を育てる活動を実施します。

必要に応じて会員の親睦を深めるためのスポーツ交流を企画します。

これらの活動を行う場合、各学級より協力員を募ることができます。

委員会では、委員長と副委員長のほか、書記1名と会計1名を選出します。

6. 広報委員会

広報委員会は、PTA活動を全会員にお知らせするためや会員の意見交換、交流の場としての広報誌（PTA新聞）を作る委員会です。

広報誌は、学習したり、話題にしたりすることができるような資料を提供する働きもします。こういった中から本来の教育やPTAの在り方を学び、活動を一步一步前進させていきましょう。

委員会では、委員長と副委員長のほか、書記1名と会計1名を選出します。

7. 選考委員会

次年度のPTA役員選出のための諸事務を行います。（細則参照）

PTAが民主的に運営されるためにもPTA役員が、広く会員の意見が反映され民主的に選出されることが重要です。

細則に基づいて会員の意思が伝わるような、ガラス張りの選挙を行うようにしましょう。

委員会では、委員長と副委員長のほか、書記1名と会計1名を選出します。

8. 子ども安全対策委員会

子どもは、学校、家庭、地域の中で育ちます。

地域の教育力（人間・環境も含めて）を大切にし、時には地域の環境なども整備することを目的とする委員会です。

他の委員会と異なり、地区をまとめたグループ単位で委員を選出します。グループは地区の世帯数によりまとめ、北グループ・中央グループ・南グループとします。

委員会の活動としては、登下校指導、通学路点検、地区別懇談会、緊急時の対応、不審者への対応などが考えられます。

登下校指導も道に立っているだけでなく、通学路の危険性などを話し合い、学校や行政へ要望・要求を出すことが必要なこともあるでしょう。

委員会では、委員長と副委員長のほか、書記1名と会計1名を選出します。

9. 会計監査委員

会計監査委員は細則に基づいて、前年度会計役員が次年度会計監査委員へ移行します。

状況により移行できない場合は、全会員の中の本部会計経験者から選出します。

1年間のPTA活動によって支出された金額を、領収書を基に点検します。

総会では、決算報告書に署名・捺印します。

10. 松戸市少年補導員

五香松飛台地区の近隣小学校（松飛台小学校、松飛台第二小学校、高木第二小学校）との交替制により、松戸市少年補導員を1名選出します。

少年補導員は、市長から委嘱され、非行防止に関係する機関や団体、地域と連携して、地域ぐるみの青少年育成活動をします。（交通費、手当て支給）※PTAポイントはつきません。

期間は、6年サイクルのうちの連続する2年間となります。（2018年・2019年、2024年・2025年、以降同サイクル（予定））

Ⅲ. PTA役員・各委員・会計監査の登録制（登録カード）について

1. 目的

委員選出を円滑にすることを目的とする。

2. ポイントについて

- (1) 会員は、児童1人につき卒業までの間、20ポイントを取得するものとし、それぞれのポイントはポイント表のとおりとする。

- (2) PTA役員として取得したポイントは、ポイントをつける児童を選択できる。
- (3) 4、5、6年生での転入者（以下「転入者」という。）は、卒業までの間、10ポイントを取得するものとする。
- (4) 委員を決める際、在学児童が2人以上で複数の委員の候補に挙げた場合は、一番上の学年の委員に選任され、児童の選択はできない。ただし、同学年の場合は、児童を選択できる。
- (5) 取得したポイントは積み立て方式とし、20ポイントを超える部分については、その児童が在学中に限り、他の在学児童（兄弟姉妹）にポイントをつけることができる。
- (6) 学校行事などの手伝いや松二小ボランティアに参加した場合は、1回につき原則1ポイント、会員が松二小ボランティアの代表になる場合は10ポイント、家庭教育学級の役員になる場合は5ポイントを取得でき、それぞれ児童を選択できる。
- (7) 上記に定めていないことが生じた場合は、役員会にて協議するものとする。

【ポイント表】

PTA役員	20ポイント（3人以上の場合は人数×10）
松二小まつり実行委員会	10ポイント
運動会サポート員	10ポイント
広報委員	10ポイント
選考委員	10ポイント
子ども安全対策委員会	10ポイント
会計監査委員	10ポイント
各委員長	+8ポイント
各副委員長	+5ポイント
各書記・会計	+3ポイント
松二小ボランティア代表	10ポイント
松二小ボランティア副代表	5ポイント

【つけかえ不可】

卒業対策委員	5ポイント
学校行事手伝い	原則1ポイント
松二小ボランティア参加	原則1ポイント
家庭教育学級役員	5ポイント

IV. 活動費の使い方について

- ・ 「PTA規約 第5章 活動」を基に活動するために使用します。

活動に協力していただいた公務員の方に金品は渡さない。(公務員の方からも辞退する旨の連絡を受けている為)

「児童活動費」は、適切な児童活動の援助に使用するものとする。

「部活動費」は、部活動に参加する児童の応援として市内大会等での飲み物代及び消耗品等の購入に使用する。

「学校行事積立金」は、周年行事をはじめ学校行事において必要と思われることに使用する。

「部活動助成積立金」は、部活動のユニフォームをはじめ部活動において必要と思われる備品等の購入に使用する。

今後見直しの必要性が生じた場合には、検討していくこととする